エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用  
粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備  
診療機器）廃止届

年　　月　　日

　　　神奈川県　　　保健福祉事務所長　殿

管理者　住　　所

氏　　名

電　　話（　）　―

　　エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）を廃止したので、医療法第15条第３項の規定により、届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 病　院  ・  診療所 | 名称 |  | |
| 所在地 | 電話（　）　　― | |
| 射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器  射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放  廃止したエックス線装置・診療用高エネルギー放 | 製作者名 | |  |
| 型式、台数及び用途 | |  |
| 廃止時における放射性同位元素の数量(Bq) | |  |
| 廃止の理由 | |  |
| 廃止後の処分方法 | |  |
| 廃止年月日 | |  |
| 廃止後のエックス線診療室（診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器）使用室）の用途 | | |  |